垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業　質問回答書

No.1

番号	質問内容	回答	資料番号
1	岐阜県内に事業所を有することを応募資格に求められておりますが、共同体を構成して参加する場合、構成企業のうち任意の１社が岐阜県内に事業所を有することで応募資格は認められるでしょうか。	ご認識のとおり、構成員のうちいずれか1者が岐阜県内に事業所を有していれば地域要件を満たすものとします。	
2	事業予定地の地盤情報がございましたら、ご教示願いたく存じます。	ボーリングデータの資料を添付しますのでご確認下さい。	資料①
3	構造検討および設備配置計画を作成するにあたり、浄化センター遊水池の既存図面（平面図、断面図、構造図等）および地質調査報告書（ボーリングデータ等）の貸与または閲覧は可能でしょうか。	調整池の図面とボーリングデータの資料を添付しますのでご確認下さい。	資料① 資料② 資料③
4	①仕様書において「泥川の氾濫に対する対応策」の記載が求められています。遊水池の平常時の貯水状況（水深）、過去の最大冠水実績と頻度、遊水池に流入する場合の想定降雨強度、および想定される最大水位（HWL 等）に関する数値データ・基準等があれば提供いただくことは可能でしょうか。 ②この遊水池の運用方法についてご教示ください。内水氾濫対応、河川の溢水対応のどちらでしょうか。運用方法として、池への流入方法（判断）、池に水がたまった後の排水方法、滞水時の写真等があれば提供いただくことは可能でしょうか。	①調整池は晴天時における雨水の滞水はありません。直近の冠水実績の写真（R6.8.31台風10号による豪雨）を添付しますのでご確認下さい。このような状況になることは5年に1度程度ですが、近年の異常気象を踏まえた検討をお願いします。最大水位については把握していません。写真の水位が既往最大水位程度と考えています。 ②調整池の利用方法については、内水氾濫対応として浄化センター敷地内の雨水の一時貯留を目的としたものです。調整池に流入した雨水の排水については、平面図の余水吐から泥川へ排水されます。滞水時の写真は①と同様に令和6年8月31日の豪雨により泥川が氾濫したときのものを添付しますのでご確認下さい。	資料④
5	垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業企画提案書の、１.事業の実施内容ア設置計画（設置要領、工法等）内の【泥川の氾濫に対する対応策】※1　泥川の氾濫を想定した設備の高さ設定などについて記載すること。とありますが、浸水高さは調整池の池底から何メートルを想定すれば宜しいでしょうか。	浸水高さについては、測量を行っていないためお答えできませんが、設備の浸水を防ぐためには最低でも池底から1m50cm以上の嵩上げが必要と考えています。添付させていただきました写真から想定していただき、また近年の異常気象による増水も考慮して計画して下さい。 現地での測量等をご希望の場合は、事前に事務局にご連絡いただき測量を行って下さい。	資料④
6	調整池の放流先である泥川について、氾濫水位の実績・設計条件等の情報、事業計画・設備設計に考慮すべき協定や制約事項がございましたら、ご教示願いたく存じます。	泥川の氾濫写真から冠水状況の確認をお願いします。その他、他団体等の協定や制約事項については、1級河川泥川の河川保全区域内での事業となることから河川管理者（岐阜県）との協議が必要となります。	資料④
7	事業予定地の測量情報がございましたら、ご教示願いたく存じます。	測量データはありませんが、企画提案書の作成のために平面図等のCADデータが必要な場合にはご連絡下さい。	
8	調整池内に葦等の雑草が繁茂しておりますが、現状の貴町のメンテナンス周期、除草作業の仕様と一回当たりの費用についてご教示願いたく存じます。	現在は年に2回、除草作業を行っており費用は年間で約40万円程度です。	
9	浄化センター施設への電力供給（自家消費等）を検討・提案する場合、同施設の過去の電力使用実績（月別・時間帯別電力使用量、デマンドデータ、契約電力料単価）の資料開示を受けることは可能でしょうか。	デマンドデータを添付させていただきます。ただし、令和8年7月3日より水処理施設の増設部分の使用を開始したため、今後の使用電力は7月3日以降の電力を参考に検討して下さい。（月別の変動は別途考慮してください） また、現在の契約電力単価については、基本料金1738.26円/kW、重負荷22.00円/kW、昼間19.20円/kW、夜間16.96円/kWです。（全て税込み）	資料⑤
10	泥川および相川の河川区域・河川保全区域の範囲について、図面等の情報がございましたら、ご教示願いたく存じます。	河川区域界を明示した図面を添付します。河川保全区域は河川区域界から28mです。 ただし、資料については現地との誤差がありますので参考程度にご活用下さい。	資料⑥

垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業　質問回答書

番号	質問内容	回答	資料番号
11	仕様書では太陽光発電電力の活用方法についての制約はないと考えています。そのため、発電電力の活用方法については、「FIP 制度の活用」、「PPA 事業（オンサイト・オフサイト）の実施」、「小売電気事業者等への売電」などを含め、事業者からの提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	
12	電力会社（中部電力パワーグリッド等）との接続検討・事前相談等の実施状況、および想定される連系・接続ポイント（既存受電設備への接続か、公道等からの引込か）について、町側で把握・想定されている情報があればご教示ください。	電力会社との相談・協議は行っていません。	
13	調整池外縁部の植樹エリアは発電所として活用可能エリアであり当該エリア活用に際して樹木の伐採は可能との認識で相違ないかご教示願いたく存じます。	ご認識のとおりです。	
14	仕様書に「想定面積約18,600 ㎡」と記載がありますが、遊水池内の全面が対象でしょうか。あるいは、浄化センターの維持管理や機能維持上、設備設置不可となる除外範囲（外周離隔距離、管理通路幅等）の指定はありますでしょうか。	面積の18,600㎡は平面図の赤枠で囲ってある部分の面積です。道路側溝端部までの使用を想定しており、管理通路等の確保による設置除外範囲は考えていません。	
15	工事期間中の資機材搬入・保管用ヤード、および重機等の作業スペースとして、浄化センター敷地内（遊水池外）の特定区画を一時利用することは可能でしょうか。	浄化センター敷地内を使用していただくことは可能です。ただし、土日は施錠をしますので使用していただくことはできません。また、平日は8:00～17:00までの使用とさせていただきます。 浄化センター敷地内での事業であるため、使用料は免除とさせていただきます。	
16	防護柵については高さ１.８m 以上で予定していますが、ご指定の高さがございましたら、ご教示願いたく存じます。	第3者が立ち入ることができないよう高さ1.8m以上のフェンスの設置を想定しています。調整池北側のフェンスについては、既存のフェンスを活用する形で囲っていただいても結構です。（フェンスを二重に設置していただく必要はありません）	
17	工事施工における作業可能時間帯（例：平日8:00～17:00 等）や曜日の制限はありますでしょうか。また、工事中・維持管理中において浄化センター内の水・電気等を一時使用（有償・無償等）することは可能でしょうか。	作業日時の制限はありません。 また、浄化センター内の電気及び水道の使用については使用量にもよりますが基本的には有償で使用可能とします。	
18	調整池底面の地中には地盤改良やコンクリート舗装、漏水防止シートなどの太陽光発電所の架台杭を打ち込む際に障害になる物はございますでしょうか。	調整池底面は土砂で整地されており地盤改良は行っていません。また、シート等の施工もありませんので支障となるものはありません。ただし、樹木がある周囲の平場には防草シートが敷設されていますので支障となる場合には撤去して下さい。	
19	垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業にかかる仕様書の、４.設備の設置工事 （１）アに記載されている「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」及び、「地上設置型太陽発電システムの設計・施工ガイドライン」等に定めるところによるという内容については、地上設置ではなくフロート式の水上設置を行う場合は「水上設置型太陽発電システムの設計・施工ガイドライン」と読み替えても宜しいでしょうか。	フロート式で提案される場合には、『水上設置型太陽発電システムの設計・施工ガイドライン』と読み替え、水流、水位変動に耐える構造とすることを条件とします。	
20	事業予定地北東に高木煙火さまの火薬を扱う作業所および火薬保管庫がございますが、事業計画・設備設計に考慮すべき協定や制約事項がございましたら、ご教示願いたく存じます。	事前に大垣消防組合と協議を行い、火薬庫からの保安距離（今回の事業が発電所扱いとなった場合）が確保されていることは確認済みです。その他、制約はありません。	

垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業　質問回答書

No.3

番号	質問内容	回答	資料番号
21	公図上、事業予定地に農地の地目の土地が確認できますが、農地転用等、本事業に用いる為の農地法上の手続き・調整は完了している、または本事業実施にあたって手続き要となった場合は貴町にてご対応との認識で相違ないかご教示願いたく存じます。	垂井町浄化センター用地の地目については、一部の土地を除き「田」となっておりますが、農地法第4条第1項第6号の土地収用法の対象事業として買収した用地であり、行政財産としての目的を阻害するものではないため、農地転用の手続きは不要となります。また、今回の事業は浄化センターの公共施設用地内で行う事業であるため、農地法について新たな手続きは不要と考えています。 今後、町で行うべき申請が必要となった場合には対応させていただきます。	
22	本事業区域（遊水池等）に関して、垂井町様において事前に関係機関（河川管理者、開発・建築指導部署等）と協議を行っている事項や、公募参加者が留意すべき法令上の手続条件・制約事項等はありますでしょうか。	垂井町で協議を行っている事項はありません。また、関係機関との協議については、河川保全区域内での事業となりますので河川管理者（岐阜県）への申請が必要となります。	
23	本事業実施あたって地元説明等の地元対応については、今回の事業規模および内容では法または条例上の義務は無いと想定しておりますが、本事業実施にあたって考慮すべき地元対応がございましたら、ご教示願いたく存じます。	現時点で地元説明等は不要と考えていますが、今後の状況の変化により必要となった場合にはご対応をお願いします。	
24	本事業の貴町との協定・契約書の雛形がございましたら、ご教示願いたく存じます。	契約書の雛形はありません。契約候補者が決定したのち、協議を行いながら作成したいと考えています。	
25	工期の設定に関して、本事業の系統連系工事に係る期間の確認およびエビデンスの提出が必要となるか、ご教示願いたく存じます。	系統連系手続きの実施の有無は条件としていませんが、提案内容の実現可能性は評価対象とさせていただきます。そのため評価要素の一つとして、企画提案書の提出に関しては、当該企画提案内容の根拠としている確認済または想定の系統連系工事の工事費負担金額、所要工期及び系統連系手続きの進捗状況の提示が可能な場合には提出をお願いします。	
26	参加表明時の提出資料のうち、「ケ 現地見学申込書（様式９）」は見学希望が無い場合、「コ 辞退書（様式１０）」は参加表明時に辞退予定が無い場合、それぞれ提出は不要という認識で相違ないかご教示願いたく存じます。	ご認識のとおりです。	
27	実施要綱14.(9)において現地見学は期間内に1 申込者につき1 回のみとされていますが、企画提案書の作成にあたり、詳細な現況確認や補足調査等を目的として、企画提案書の提出期限（令和9 年1 月8 日）までの間に再度、現地見学（または現地確認）を行うことは可能でしょうか。また、可能な場合の申請手続きや条件（立ち会い要否等）についてご教示ください。	・今後、現地確認が必要となった場合は現地見学期間外でも対応させていただき、より良い企画提案書を提出していただきたいと考えています。現地見学については、立ち会いが不要の場合には申請手続きも不要とさせていただき、立ち会いが必要な場合のみ申請書に希望日を記入し提出をお願い致します。 ・質問書の提出についても企画提案書の作成を進める上で確認が必要となった場合には随時提出していただきましたら対応させていただきます。この場合、ホームページの質問回答を更新しますので定期的に確認をお願い致します。	
追加	実施要綱「６．参加表明　（１）参加表明にかかる必要書類」について 下記の書類提出は、共同体の代表企業のみ、と理解してよろしいでしょうか？ オ 登記事項証明書 カ 納税証明書 キ 直近3 期の貸借対照表及び損益計算書	共同体で参加される場合、実際の業務履行や契約上の責任は構成員全員が連帯して負うことになるため、全ての構成員の経営及び納税状況、法的な実態などを確認するため、構成員全員分の書類の提出をお願いします。	